

「安価な政府」の現実

—英国国家財政収支, 1801~69年—

山根 誠一郎

The Reality of the “Cheap Government”, Accounts of the Public Income and Expenditure in the United Kingdom, 1801~1869.

Seiichiro Yamane

1. はじめに

「経済政策が資本の要求を政治を通して実現するのに対して」、
「政治的要求が経済的利害関係に制約されてあらわれる」財政の場合(宇野, 1971, p.260)
段階論的規定を与える際に、まず考えておかなければならないことは、支配
的資本の蓄積様式に直接的に規定される経済政策を中心に、その段階の国家の
政策体系がいかなるものとして構成されているか、ということである。たと
えば、帝国主義段階の社会政策のように「直接に資本家の要求に基づくとはい
えない」(宇野, 同前)が、金融資本が支配する時代に重要な役割を演ずる国
家政策の存在は、帝国主義財政の性格を規定する種々の要因のなかでも、重要
なものの一つである¹⁾。また国制も財政が運用される上での制度的枠組を与
えるものである。と同時に、近代国家体制の形成過程の規定因に近代財政制度の
形成があることからわかるように、それは財政の在り方によっても変りうる
ものでもある。こうした財政の性格を一言で表わすならば、「貨幣による政治

(高橋, 1980, p. 8) ということになろう。公権力体の行為・意志を貨幣現象として表現し記録するのが財政である、といってもよい。その意味では、政策思想としていかに論じられたにしても、また、政治過程の論戦がいかなるものであったにしても、その財政の現実的な姿は、貨幣量で表現されることになる。イデオロギー上の表現がどうであれ、財政統計の数量によって、分析の対象としての財政はその真実を明らかにされる。

19世紀中葉のイギリスをもって自由主義段階の典型とするとき、自由主義財政の典型を規定するためには、その時期の国家財政の収支構造を確定しておかなければならない。そうした作業の一つとして、小論ではイギリス議会報告書 *British Parliamentary Paper (1868-69), vol. XXXV, Public Income and Expenditure, Part II United Kingdom. Accounts of Gross Income and Expenditure, 1801-1869.*²⁾ を資料として紹介しながら、「安価な政府」の実態を確定しておきたい³⁾。なお、グラフに対応する数表を割愛したのは、紙数の制限による。また、とくに註記しないかぎり、図の作製典拠は、上記文献である。

2. 財政収支の概観 (図1・1, 1・2・1, 2・1, 2・2, 2・3)

本資料が「1866年7月24日付下院命令に対する報告書」として大蔵省で作成されたものであることから、留意しておかなければならない点はいくつかある。報告書では各年度の決算表の形に整えられているが、下院の決算委員会 (Public Accounts Committee) や会計検査院 (Department of Exchequer and Audit) の設立自体が1860年のことであり、各々の時点でこのような決算報告書が作成されていたわけではなかった。会計年度は、1801年1月5日のグレイト・ブリテンとアイルランドとの国庫の統合によって、19世紀前半は、1月5日を最終日とする1年間 (each Financial Year ended on 5th

圖 1-1 財政支出-主要項目 (橫軸值, 單位: 億)

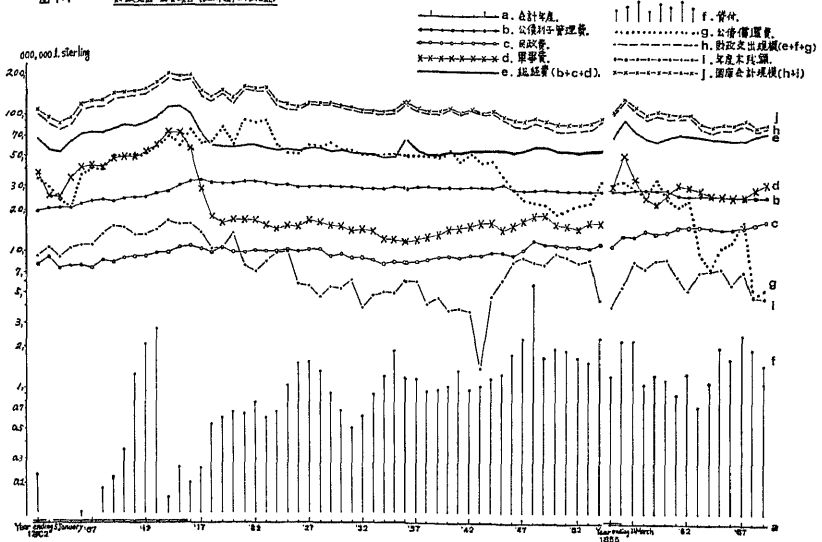


圖 1-2-1 財政支出-主要項目 (橫軸比 1)

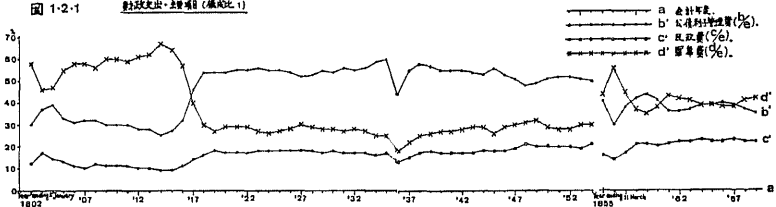


圖 1-2-2 財政支出-主要項目 (橫軸比 2)

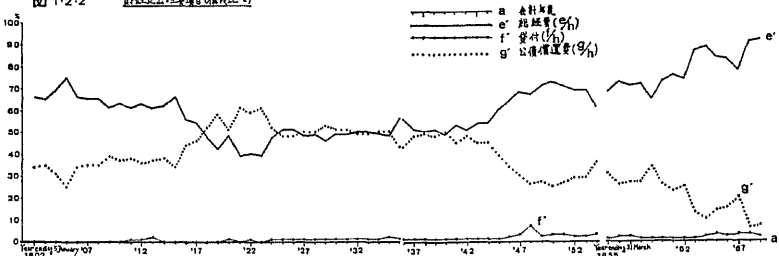


图 2-1 财政收入-主要项目 (按年度, 按季度)

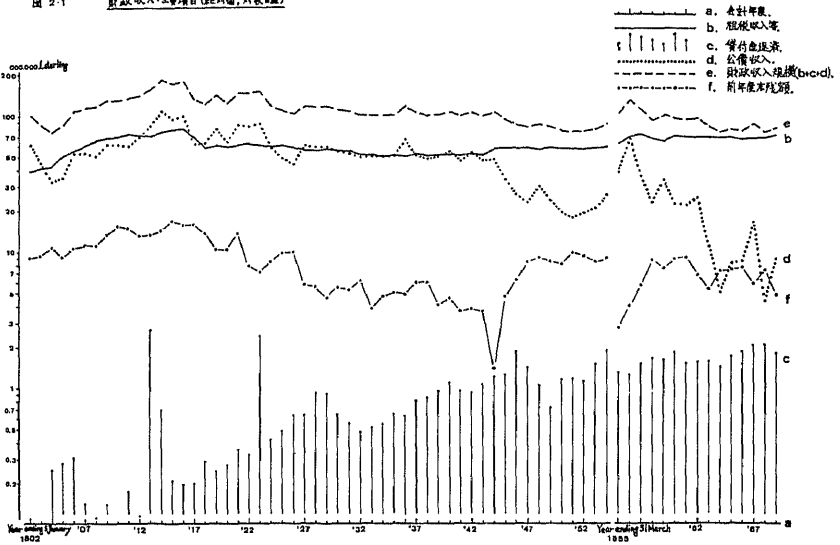


图 2-2 财政收入-主要项目 (按百分比)

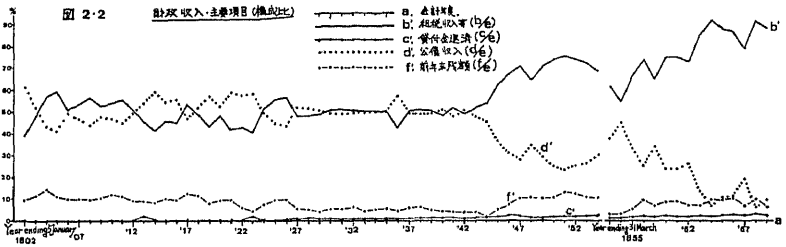
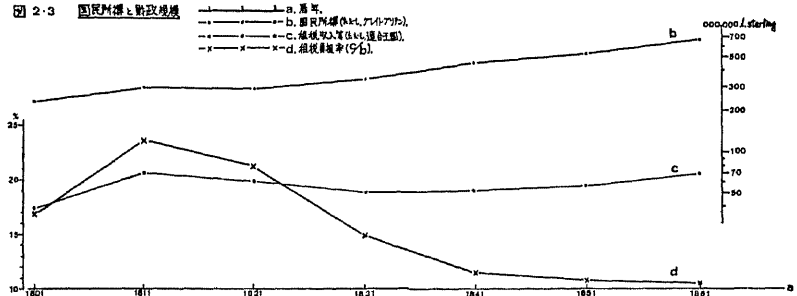


图 2-3 国民所得与财政规模



January) のことであるが、クリミア戦争の勃発に伴う予算の編成替えのため、1854年1月5日～4月5日の時期は、四半期分だけで集計され、以後は3月31日を最終日とする1年間 (each Financial Year ended on 31st March) で集計されている。したがって、小論の付図では、図2・3を除いてこのような会計年度を用い、図3・3を除いて1854年1月5日～4月5日の数値は省略してある。以下、行論で1826-27年度ないしは1860-61年度などというときは、1826年1月6日～1827年1月5日および1860年4月1日～1861年3月31日の期間を意味しており、付図の目盛では1827、1861の座標を指すことになる。

図1・1にみるように、本資料の財政支出の主要項目の分類は、Total Payments for Interest and Management of the Public Debt (図1・1の**b**, 以下同じ), Total Civil Government (**c**), Total Military and Naval Expenditure (**d**), Total Expenditure (**e**), Advances by way of Loan (**f**), Total applied to the Reduction of Debt (**g**), Balances in the Exchequer at the end of the Year (**i**), Total (**j**), となっている。このうち、(**g**) の公債償還費は長期債 (有基債と有期年金公債) と発行後1年以内に償還されるべき短期債 (国庫証券など) との合計額であるので、図3・1、3・3で補足されなければならない。

また、財政収入の主要項目の分類は (図2・1にみられるように), Balances in the Exchequer at the beginning of the Year (図2・1の**f**), Total Gross Income (**b**), Repayments of Advances (**c**), Money Raised by Creation of Debt (**d**), Total (**e+f**) となっており、公債収入 (**d**) については償還費と同じ問題を含んでいる⁴⁾。

また、図2・3の国民所得 (**b**) の典拠は、Deane and Cole, 1962 である。対象とする地域・期間のずれがあるが、おおよその傾向を知る上での支障にはならないであろう。

図1・1, 1・2・1, 1・2・2, 2・1, 2・2, 2・3から, 財政収支の概略として, まず指摘しておかなければならないことは, いわゆる「安価な政府」が, 相対的にも絶対的にも実現した, ということである。大雑把な租税負担率(図2・3のd)で言えば, 1831-32年度の14.9%からさらに低下して, 1861-62年度の10.5%に至る。産業革命以後の順調な経済規模の拡大ないしは成長に, 財政はまったく連動せず, ひたすら規模の縮小に務めていた, といいうる。1817-18年度からクリミア戦争までの平時期の特徴として, 公債費が極めて大きく, かつ減少していないこと, 戦後の1850~60年代に軍事費水準が上昇し, 1830~40年代のほぼ2倍の規模となり, 公債費に匹敵すること, 小規模ながら, 1830年代末以降の民政費に増加傾向を認めうること, 2度の戦時期(1801~18年度と1854~56年度)を除けば, 経常的経費(図1・1のe)に経常的収入(図2・1のb)がほぼ対応していること, などである。

3. 公債費 (図3・1, 3・2, 3・3)

自由主義期のイギリス国家財政の経費の中で公債利子負担は20百万ポンド前後にのぼり, 「安価な政府」のかかえ込んだ死重になっている。これは名誉革命以来の対仏「第2次百年戦争」, とりわけ1793~1815年の戦費調達の大半を公債によっていたことによる(山根, 1978)。1815年末の公債残高は861百万ポンドであり, この後, 反重商主義政策としての自由主義政策を展開したイギリスは, 国家財政から重商主義戦争の時代の債務を律儀に支払い続けなければならなかった。ただし, これには公債償還政策をめぐる特殊な制度的事情がある。「世界の工場」と同時に「世界の銀行」としての地位を築いたイギリスが, かつての1720年の南海泡沫事件の時のような国家破産による債務の消滅を画策できないのは当然としても, 起債を極力抑え⁵⁾, 償還費をつぎ込んでも, 利払い費は減少していない。一般に, 公債の償還とは, 公債を発行した政府

图 3.1 公債費・内訳 (絶対値, 対数目録)

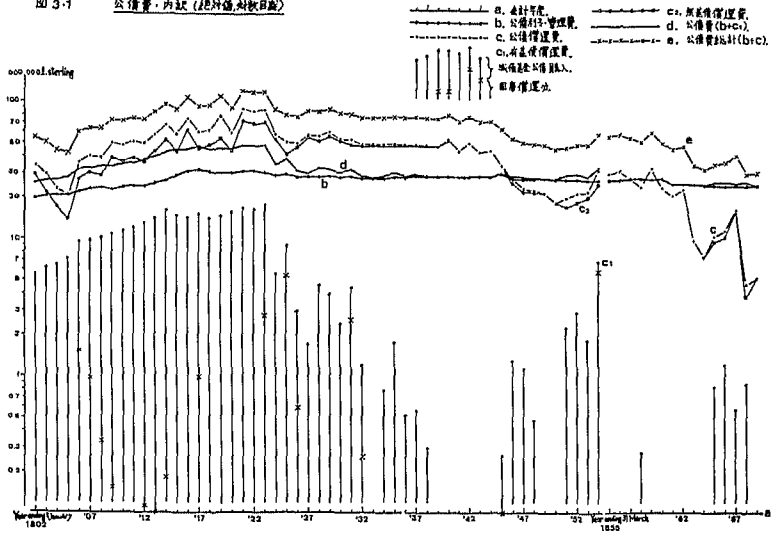
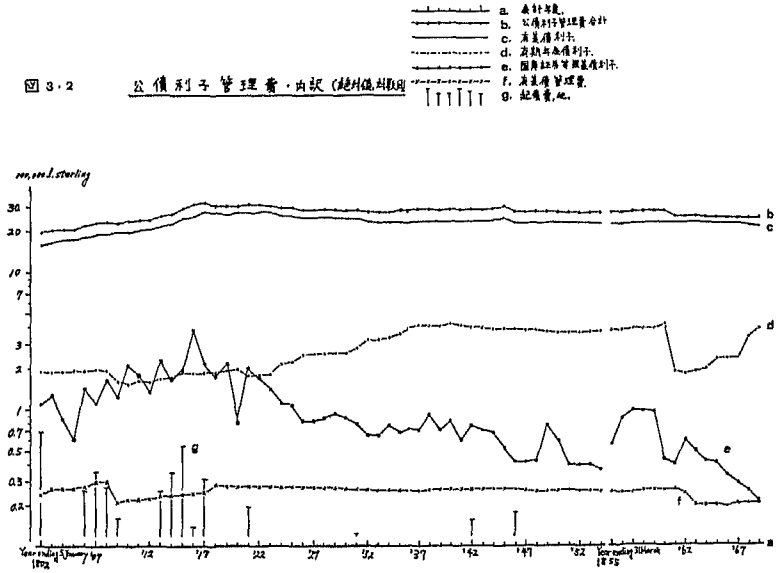
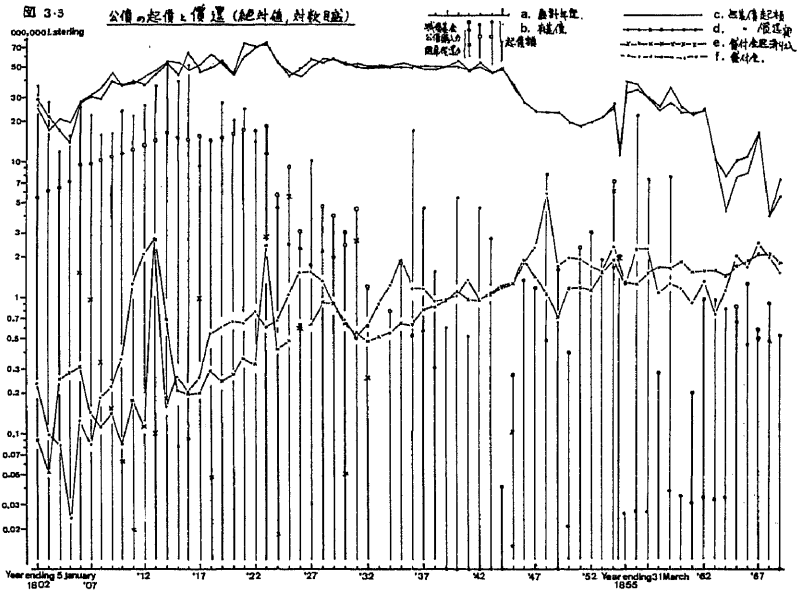


图 3.2

公債利子管理費・内訳 (絶対値, 対数)





が、時価でか額面でかはともかくとして、その元本を買取ることによって、債権・債務関係がその時点で終結することを意味している。ところが、この当時のイギリスでは、国庫の直接償還によって公債残高をわずかに減らしているだけであって、償還費の大部分は、減債基金の公債購入として支出されていた。いわゆるピットの減債基金制度である⁶⁾。基金の買入れて所有する公債に対する利払いを、次の公債買入れ資金に充当して、複利累積の「原理」で買入公債額を増していこうとするものである。一方で償還費を支出しながら、他方ではその償還費で買入れた減債基金の所有する公債に対してその分の利子を支払い続けているのであるから、この制度がそもそも「減債」の名に値するものであるかどうか。したがって、公債利払い費が顕著に減少し始めるのは、1874年のノースコートによる改革以降のことになった。

この複利計算の論理に眩惑されて巨額の利子負担に悩まされた国家を何と呼べばよいのであろうか。ただし、自由主義段階の金融市場からみれば、利払いの安定した国債証券が一定の比重をもって存在し続けたことの意味は、けっして小さなものではないであろう。いずれにしても、自由主義財政の一面は、「利札切り」のための国家になっていた⁷⁾。

4. 民 政 費 (図4・1, 4・2, 4・3, 4・4)

民事行政関係の経費は、図1・2・1にみられるように、平時の総経費のうち20%を占めるものにすぎない。図4・1で特徴のある動きを示しているのがシヴィル・リストである。1815-16年度の2百万ポンドを頂点に減少しはじめ、1831-32年度に大きく減り、1838-39年度以降40万ポンドの水準に止まっている。これは、表4・1, 4・2, 4・3からもわかるように、議会が国王の即位時に協賛するシヴィル・リストの支払い対象の範囲が狭くなってきたことによる。こうして、ウィリアム三世時に成立し、18世紀を通して、内帑費・宮廷費ばか

表4・1 CIVIL LIST of 1815-6 (55&56 Geo. III)

1st Class. His Majesty's Privy Purse	60,000	<i>l.</i>	<i>l.</i>
Annuities to th Queen and Royal Family	<u>274,500</u>		334,500
2nd Class. Salaries of Lord Chancellor, Speaker, Judges, &c.			32,955
3rd Class. British Ministers Abroad			169,582
4th Class. His Majesty's Tradesmen's Bills			467,262
5th Class. Salaries of His Majesty's Household			122,078
6th Class. Pension and Annuities			147,855
7th Clsss. Salaries and Fees			45,676
8th Class. Salaries of Commissioners of Treasury			13,822
Contingent and occasional Payments			<u>437,146</u>
	In England		1,770,877
Ireland, including Civil List Pension			<u>211,006</u>
	Total		1,981,883

图 4.1 民政費内訳 (四国地区)

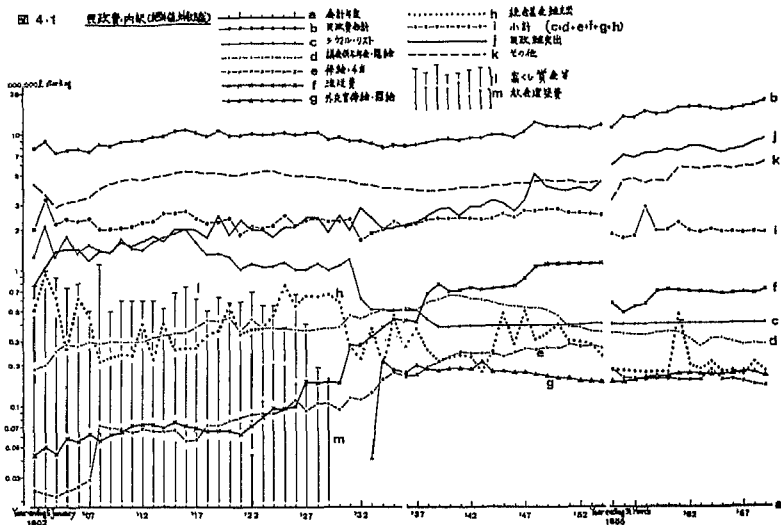


图 4.2 民政雑支出内訳 (絶対値, 村数目数)

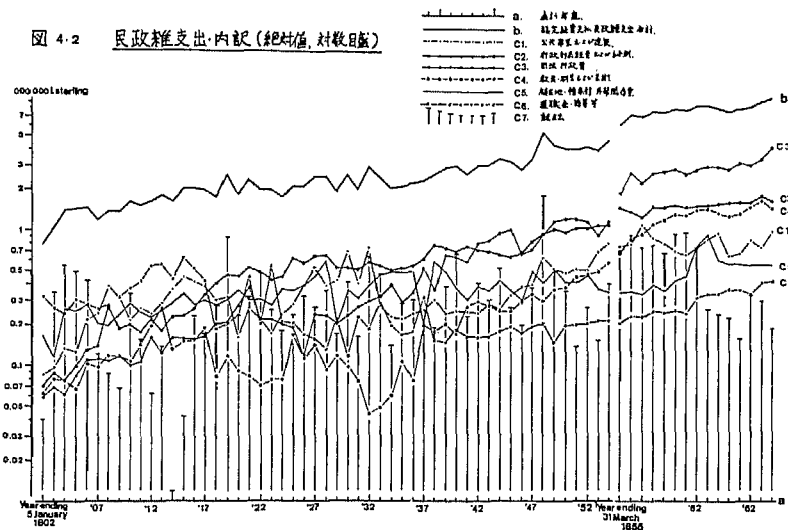


图 4.3

郵便事業収支

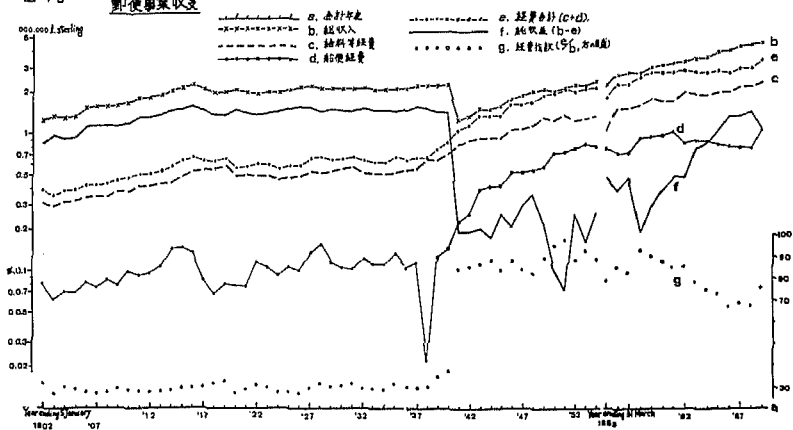


图 4.4 徴稅費

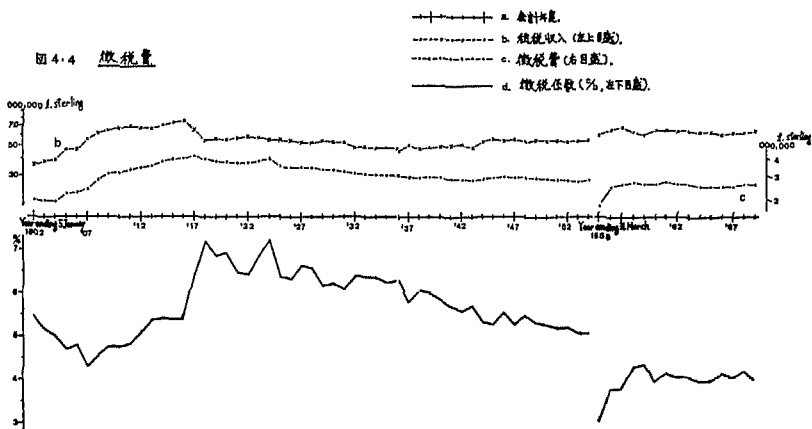


表4・2 CIVIL LIST of 1832-33 (2&3 Will. IV)

1st Class. Their Majesties' Privy Purse	110,000	<i>l.</i>
2nd Class. Salaries of Their Majesties' Household	130,000	
3rd Class. Expenses of Their Majesties' Household	171,500	
4th Class. Special and Secret Service	23,200	
5th Class. Pension	<u>75,000</u>	
Total	510,000	

表4・3 CIVIL LIST of 1838-39 (1&2 Vict.)

1st Class. Her Majesty's Privy Purse	60,000	<i>l.</i>
2nd Class. Salaries and Retired Allowances of Her Majesty's Household	131,260	
3rd Class. Expenses of Her Majesty's Household	172,500	
4th Class. Royal Bounty, Alms, and Special Services	13,200	
5th Class. Pensions	621	
6th Class. Unappropriated Monies	<u>8,040</u>	
Total	385,621	

りではなく、種々の行政経費を負担するものとして、膨張し続け、「文政費」を意味していたシヴィル・リストは、王族・貴族・高級官僚への年金・恩給・俸給の支払い権限を議会へ移譲して、本来の内帑費としてのシヴィル・リストに戻ったのである⁸⁾。これらの経費は、議会の統制下にある統合基金から支出されることになり、図4・1で言えば、d~hの項目に含まれて、それらの支出額が増大することになる。しかし、シヴィル・リストと統合基金から支払われた諸民政経費の合計額(図4・1のi)に大きな変動がないことからすると、「安価な政府」のための議会統制が成功した、と言えるであろう。また、以上のことは、国王の官僚から議会の統制に服する公僕へとその性格を変えたことをも意味している。

民政費のうちで、1833-34年度の2百万から1868-69年度の9百万ポンドま

で、顕著に増加し続けた民政雑支出（図4・1のj）とは、正確には、統合基金とは財源を異にしており、軍事費と同様に、議定経費から支払われる民事行政雑費（Miscellaneous Civil Services out of Supply Grants）のことであり、図4・2の分類からもわかるように、本来の意味での民事行政費を意味している。この中では、司法行政と教育・科学・芸術関係の費目（図4・2のC₃、C₄）の伸びが大きい。その原因としては、1835年から始まる地方の監獄・教護院に対する補助金や、1833年からの任意寄付制学校（Voluntary School）への補助金が考えられるが、絶対額自体の小さいことを、まず前提しておかなければならない。初等教育に対する国庫補助金が飛躍的に増大するのは、1870年代に入ってからのことである⁹⁾（土生，1971，pp. 203—204）。したがって、アダム・スミスの認める「主権者の尊厳をたもつための経費」をも固定してしまい、行政活動の経費効率を高めうる限りでのみその持続を許すものでしかなかったのである。

なお、図4・1のK.その他の項目は、正確には公債費・軍事費に属さない国庫に納入される過程で収入の徴集および管理、その他国家目的のための粗収入からの諸支払い（Payments out of Gross Revenue in progress to the Exchequer for Collection and Management of Revenue and other National Objects）のことである。その大部分は、郵便事業経費と徴税費用とが占めている。これらについては、図4・3、4・4を参照されたい。各々、収入との対応を示しておいた。それ以外の「その他諸国家目的のための経費」は漸次他の経費項目に吸収され、1856-57年度の2万ポンドを最後に消滅する。その意味では、議会が行政府の各部局を財政的に自己の統制の下に抱摂し、近代的な予算制度を確立していく過程を象徴している項目であるとも言えるのであるが、小額であるので割愛した。

いずれにせよ、民政費に分類された経費は、金額の増減それ自体が意味する

ものよりも、その変化を通じて、18世紀中に巨大な迷路に成長したいわゆるアフュクタシオンが、次第に個々の財源と支出項目との対応関係を切り離され、議会の「財布の統制」に服していく過程を表現しているものとして興味深い。

5. 軍事費 (図5)

「安価な政府」の実現にもっとも大きく寄与したものは、1815年以降クリミア戦争を唯一の例外としてイギリスにとって大きな戦争がなかったことである。表5・1にみられるように、植民地やアジア・アフリカでの軍事行動も、その大勢を変えうる規模ではなかった。いわば、18世紀中の血と借金とで確立したパックス・ブリタニカを維持するのに必要な費用は、小さなものですんだ、とい

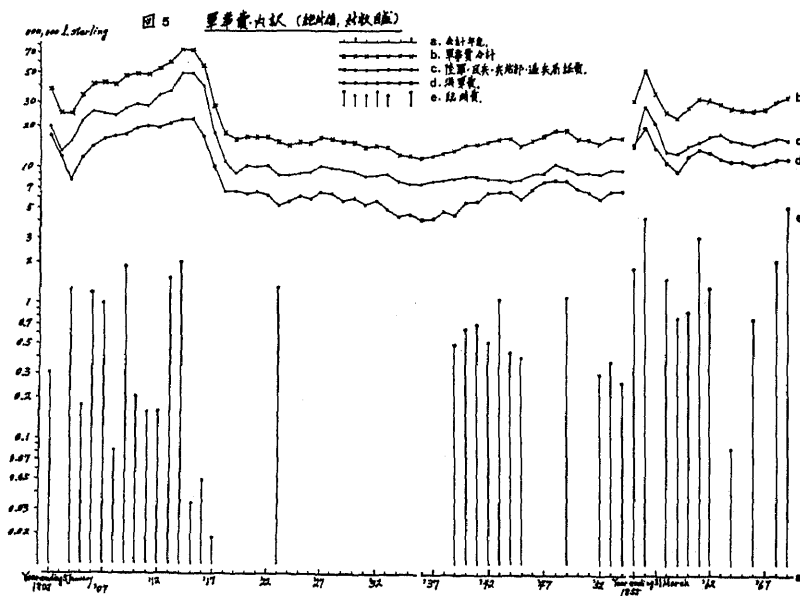


表5・1 戦 費

1793~1815	対フランス革命戦争	831, 446, 449	1.
1838~1843	カナダでの反乱	2, 096, 046	
1840~1843	第1次中国（アヘン）戦争	2, 201, 028	
1848~1853	カフィル戦争	2, 060, 000	
1854~1855-6	クリミア戦争	69, 277, 694	
1856-7~1860-1	第2次中国戦争	6, 640, 693	
1856-7	ベルジャ遠征	900, 000	
1864-5	ニュージーランド戦争	764, 829	
1866-6~1867-8	アビシニア遠征	8, 600, 000	

うことである。また、それに対して挑戦を試みる者も未だ登場しえない時代でもあった。クリミア戦争前後の軍事費水準の上昇は、火砲の改良と鉄製機帆船の採用とによるものと思われる（土生，1971，pp. 146, 197—198）が，1870年代以降の上昇に比較しうるほどのものではなかったことは，もちろんのことである。きわめて単純な結論になってしまうが，軍備の拡張を必要としない平和こそ，「安価な政府」の実現に不可欠な条件であった。

6. 租税収入構造（図6・1，6・2）

産業資本の要求する「安価な政府」とは，最終的には，「減税要求の実現」を意味している。これまでの研究史によって，自由主義段階イギリスの租税政策史の詳細は明らかにされている，といてよい。そこでの結論を要約するならば，「要するに，イギリス資本主義は1842年以降，……所得税を導入することによって，関税と内国消費税とを整理しつつ，自由貿易を実現していくのである」（武田，1955，p. 99），あるいは，「所得税をてことして関税改革が推進されることになった」（土生，1971，pp. 339—340），と言われている。たしかに，事態の推移はその通りである。しかし，「この所得税は，当初は数

图 6-1 租税收入各内訳 (経済值, 対数取組)

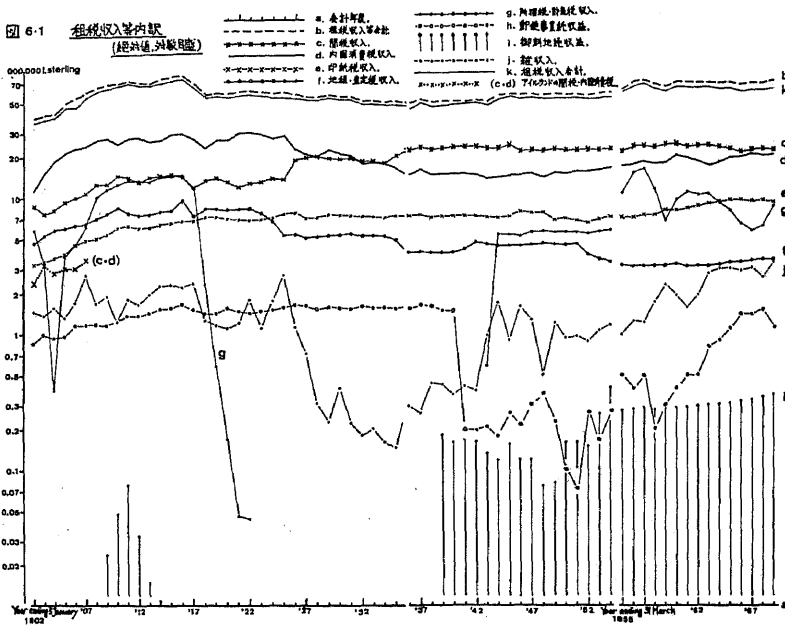
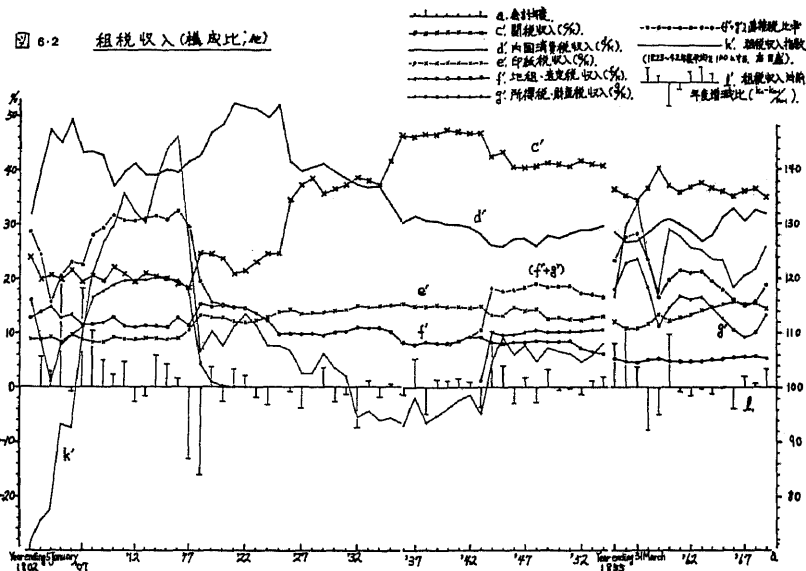


图 6-2 租税収入(構成比, 他)



年間かぎりの臨時税として賦課され、またそういうものとして更新されたが、関税改革が初期の予想をはるかにこえる長期かつ広範なものとなるにつれ、さらに経費水準もクリミア戦争を画期にかなりの上昇を示すにおよんで、その恒久的性格を次第に強めた」(同前, p. 340), とされる時、自由主義財政における所得税の意義が、過大に評価されているように思われる。もちろん、たとえ少額ではあれ、毎年の財政運営の中で歳入欠陥が生ずるなら、問題視されることは当然のことではあるが、長期的に、あるいは結果論的ではあれ、いわばマクロ的に見る限り、所得税の「てこ」としての役割は、あくまでも一時的なものであるにすぎなかったように思われる。

図6・1によれば、ナポレオン戦争直後と1860年代とでは、その間に関税・内国消費税の大規模な減税が行なわれているにもかかわらず¹⁰⁾、税收構造に根本

表6・1 税種別の増・減税額と税收額(千ポンド)

	A増税	B減税	C差引(A-B) (%)	D1816- 17年度の 税收額	E1841- 42年度の 税收額	F差引額 (E-D)
1816~41年						
関税	3,364	8,525	△ 5,161(14.4)	11,896	23,387	11,491
内国消費税	3,928	14,078	△10,150(28.3)	26,931	14,872	△12,059
印紙税	81	1,021	△ 940(2.6)	6,781	7,352	571
直接税	315	19,882	△19,567(54.6)	19,146	4,165	△14,981
合計	7,688	43,506	△35,818(100.0)	64,754	49,778	△14,976
1842~74年						
関税	3,459	30,764	△27,305(78.3)	23,387	22,424	△ 963
内国消費税	7,786	7,903	△ 117(0.3)	14,872	20,462	5,590
所得税	25,814	29,053	△ 3,239(9.3)	0	8,618	8,618
印紙税	2,617	3,819	△ 1,202(3.4)	7,354	9,218	1,864
諸税	600	3,591	△ 2,991(8.6)	4,713	3,494	△ 1,219
合計	40,275	75,131	△34,856(100.0)	50,326	64,216	12,027

出典：A. B. C. は士生，1971，P. 76.

的な変化を認めることはできない。1830年代後半以降、関税収入は200万ポンド余りの水準を維持し続けているし、内国消費税は1842-43年度を底にして上昇傾向を保持している。さらに、印紙税は、1850年代を除けば、再導入された所得税よりも高い収入を上げるまでに成長しているのである。再導入後、クリミア戦争勃発時までの所得税は、あたかも配賦税化しているのではないかと思わせるほど、変動していない。

表6・1は、租税の種類別に政策による増・減税額と実際の租税収入額とを大雑把にではあれ、比較してみようとしたものである。直接税は、政策減税をかなり反映するものであるのに対して、間接税の場合は1816-41年の内国消費税を唯一の例外として、減税額を大きく上回る増収を示している。「減税の非凡な結果が、消費の増加と新たな税収の招来とであることは、財政委員会第4次報告書で完璧に立証されている¹¹⁾」(Parnell, 1968, p. 94)し、皆そのことを知っており、そうなることを期待しながらも、政治過程の中では見えなくなっていただけであるように思われるのである。まして、自由主義段階のイギリスは、自由貿易を所得税で「買取った」というイメージを持つとすれば、それは明らかに誤りであろう。

註

- 1) 「支配的資本の経済政策」という語に、大内力教授は、「支配的資本によって要求された経済政策」だけではなく、「支配的資本の蓄積が進むときに、有利に作用した政策」をすべて含意させるべきである、と考えておられるようである(大内, 1982)。そうであるとするなら、財政も経済政策と同じに「直接に資本家の要求に基づく」ものと考えてよいことになり、両者の次元が経済過程と政治過程との間で異なっている点は、無視されることになる。これでは、基底還元主義の誘りを免れるわけにはいかないであろう。経済政策の範疇を無規定的に拡張することによる宇野段階論批判は、教授に限られるわけではないのであるが(関口, 1964)。山本, 1983, pp.13-27 参照。

- 2) 本資料の利用については、法政大学経済学部資料室・東京大学経済学部図書室のお世話になった。記して謝意を表させていただく。なお、この資料は、Mitchell and Deane; 1971, pp. 386-399 に紹介されているが、未収録部分もあって、収支構造をみるにはわかりにくい欠点がある。また、小論の主利用した B. P. P. (1868—69), xxxv, Part II の第1章の標題が “ACCOUNTS of the Gross Public Income of the United Kingdom, deducting Drawbacks, Repayments, &c., and Bounties of the nature of Drawbacks, and of the Gross Public Expenditure, including Payments out of Gross Revenue in Progress to the Exchequer for Collection of Revenue and other National Objects, for each Financial Year from the 5th January 1801 to 31st March 1869 ; and of other Receipts into and Issues from the Exchequer, distinguishing Amounts raised by Creation of Debt, and Amounts applied to Reduction of Debt : showing also the Balances in the Exchequer at the Beginning and End of each Year” とあることからわかるように、完全なるものではないが、これに代りうる資料もないようである。
- 3) 旧稿「自由主義財政思想の性格」（平林，1982）で、自由主義財政をリードした政策思想としてヘンリ・パーネルを位置付けて議論したが、「ピールやグラッドストーンによって実施された国庫政策や財政政策」との関連を具体的に解明することはできなかった。小論もその欠点を補うものではないが、そのための準備作業の一つではある。
- 4) 貨幣価値ないし物価の変動については、ナポレオン戦争の時期を除けば、きわめて安定的であるので (Mitchell and Deane ; 1971, pp. 470-472), 無視することにした。
- 5) 図 3・3 のうち平時期の有基債起債額は、1835-36, 1836-37の两年度を除けば、その大部分は国庫証券の長期借換えのための起債である。1835-37年度の起債は、西インド等植民地での奴隷解放に伴ってその所有者へ支払った補償金21万ポンドの調達のためのものである。
- 6) 18世紀のウォルポールの減債基金から世紀末のピットの減債基金への移行については、Hargreaves ; 1930 および仙田, 1980 を参照されたい。
- 7) 公債に準ずるものとして、財政支出の主要項目の中に、公債による前貸 (Advances by Way of Loan) というものがある。同様に財政収入の中にも、公債による前貸の返済 (Repayment of Advances by Way of Loan) がある。これらは、1829年まで一般の支出・収入と同様に処理されていたが、1828年の財政委員会の勧告によって、会計処理の上で区別され、本資料でも、1688年まで遡って分離集計されるように

表3・1 TOTAL AMOUNTS OF THE GENERAL HEADS
OF THE ADVANCES AND REPAYMENTS, 1792~1869.

	Advances. <i>l.</i>	Repayments. <i>l.</i>
1. Relief of Commercial Distress	3, 931, 622	2, 793, 514
2. West Indian Relief	2, 147, 223	2, 584, 929
3. Public Works and Improvements, &c.	50, 198, 729	37, 533, 781
4. Seamen's Wages, Army Half-pay, &c.	2, 476, 924	2, 463, 416
5. East India Company	4, 000, 000	3, 449, 610
6. Police, Ireland	6, 274, 860	4, 041, 433
7. Irish Tithes	640, 000	—
8. Silver Coinage	500, 000	500, 000
9. Purchase of Bullion	10, 108, 021	10, 020, 000
10. Sardinian Loan	2, 000, 000	1, 020, 000
11. New Courts of Justice	886, 000	883, 000
12. Greenwich Hospital	337, 730	237, 730
1792—1801 Great Britain	3, 431, 400	1, 927, 027
1792—1801 Ireland	—	—
1801—1837 United Kingdom	26, 978, 214	18, 407, 866
1838—1869 United Kingdom	53, 091, 508	45, 192, 521
Total	83, 501, 122	65, 527, 414
Balance of Advances remaining unpaid		17, 973, 708

なった。表3・1にみるように、その規模は小さいが、収支項目と性格を異にしている
ので、注意しておきたい。1828年の勸告によれば、「これらの処理は、実際には、前
貸しされた団体や個人の信用ではそれほど安くかつ容易には獲得できない基金を用意
するための政府信用の干渉にすぎず、厳密には国家の経費の一部にも債務の一部にも
なることなしに、未払い国庫証券への追加分を産出するのである」(B. P. P. (1868-9),
xxxv, pt. II, p. 499)と、否定的な評価がなされている。対仏戦争中やその直後の
不況期の資本救済や、植民地援助、救貧事業への事実上の補助金、王立造幣局への運
転資金融資、1840年代末以降の地主の土地改良促進などの役割を果たしたのである (Op.
cit., pp. 499—509)。その意味では、議会による「財布の統制」の目をかすめる、抜
け道が存在していたことになるが、いずれにせよ、大きな道ではなく、一向に減らな
い公債費の中に、結果としては埋れてしまうものであった。

- 8) シシヴィル・リストの成立によって、名誉革命後、議会が国王の権限であった内務
行政を大枠として財政的に締付けて、その統制下に置いた事情については、長谷田、
1951を参照されたい。

- 9) 中央政府が「安価な政府」を実現した裏には、地方政府の負担増加があった、と考えられるかもしれない。元来の警察・救済事業に加えて、公衆衛生などいわゆる都市問題の発生に伴う行政需要の発生・拡大があるからである。しかし、これら地主階級の負担の増大となる地方政府の経費膨張が顕著になるのは、1860年代末以降のことであり、しかも、都市部においてであることを考えるなら、「中央的、資本家的な利益を、地方的、地主的な負担によって伸張し」た、と単純化するわけにはいかないように思われる。(Mitchell and Deane, 1971, pp. 410-519, 武田, 1955, pp. 127-129)。
- 10) 税制改革の過程については、土生, 1971がもっとも詳しく、信頼するに足る。
- 11) いわゆる租税の消滅である。経済成長の過程では、しばしば見られる現象であり、いわば、パーネルは「経済成長とは何であるかを知っていた」ということになる。

引用・参考文献一覧

- 宇野弘蔵『経済政策論・改訂版』弘文堂, 1971年。
- 大内 力「帝国主義政策序論」『信州大学経済学論集』第19号, 1982年3月。
- 関口尚志「重商主義の政策論」山中篤太郎・豊崎稔監修『経済政策講座・第2巻・経済政策の史的展開』有斐閣, 1964年。
- 仙田左千夫「ナサニエル・グールドの減債基金論」『財政学研究』第3号, 1980年3月。
- 高橋 誠『財政論講義』日本評論社, 1980年。
- 武田隆夫・大内兵衛『財政学』弘文堂, 1955年。
- 長谷田泰三『英国財政史研究』勁草書房, 1951年。
- 土生芳人『イギリス資本主義の発展と租税』東京大学出版会, 1971年。
- 平林千牧編『経済学説史研究』時潮社, 1982年。
- 山根誠一郎「18世紀イギリスの戦争と財政」『筑波大学経済学論集』第2号, 1978年3月。
- 山本哲三『資本論と国家』論創社, 1983年。
- Deane, Phyllis and Cole, W. A.; *British Economic Growth, 1688—1955*, Cambridge U.P., 1962.
- Hargreaves, E.L.; *The National Debt*, 1930, reprinted by F. Cass, 1968.
- Mitchell, B.R. and Deane, Phyllis; *Abstract of British Historical Statistics*, Cambridge U.P., 1971.
- Parnell, Henry; *On Financial Reform*, 1st ed. 1830, 3rd ed. 1831, reprinted by Kelley, 1968.